

平成24年12月5日

各課謝金事務担当 各位

会計課調達経理係

復興特別所得税の源泉徴収について

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。

これにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収することとなります。

具体的には、平成25年1月支払いの謝金より、復興特別所得税の源泉徴収を開始します。ただし、租税条約が適用される場合は、復興特別所得税は課されません。

【対象期間】：平成25年1月1日～平成49年12月31日

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

支払金額等 × 合計税率(%)^(※1) = 所得税 + 復興特別所得税の額^(注)

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て

	給与 (時給による研究補助、TA、RA等の主に月ごとに支払う給与)	(※3) 報酬 (講演、通訳、翻訳等)	非居住者 (居住者(国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人)以外)
所得税率 (%)	3	10	20
(※1) 合計税率 (%) (所得税率 (%) × 1.021)	(※2) 3.063	10.21	20.42

※2 88,000円未満の場合

具体事例：給与として、19,050円支払場合（所得税率3%の場合）

$$\begin{array}{ccccccc} 19,050 \text{円} & \times & 3.063 & = & 583.5015 \text{円} & (\text{1円未満切捨て}) & \Rightarrow 583 \text{円} \\ \text{(支払金額)} & & \text{(合計税率)} & & \text{(算出税額)} & & \text{(源泉徴収税額)} \end{array}$$

88,000円を超える場合

→別表 給与所得の源泉徴収税額表（平成25年分）月額表を参照すること。

具体事例：93,720円支払う場合（給与所得の源泉徴収税額表（平成25年分）月額表による）⇒3,300円

※3 具体的事例：報酬として講演謝金20,000円を支払う場合（所得税率10%の場合）

$$\begin{array}{ccccccc} 20,000 \text{円} & \times & 10.21\% & = & 2,042 \text{円} \\ \text{(支払金額)} & & \text{(合計税率)} & & \text{(算出税額=源泉徴収税額)} \end{array}$$

【支給調書作成時の注意点】

- ・「所得税引去額」の欄は、「所得税」を「所得税及び復興特別所得税」に文言を変更してください。
- ・算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てて計算してください

*謝金を伴わない旅費にかかる所得税の源泉徴収についても、同様の扱いとなります。

復興特別所得税の制度概要については、国税庁のホームページで確認できます。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/fukko/pdf/01.pdf>

給与所得の源泉徴収税額表（平成25年分）月額表

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/zeigakuhyo2012/data/01_1.pdf

本件担当：会計課調達経理係

e-mail:kaikei-chotatsukeiri@tufs.ac.jp

T E L 謝金担当 内線 6598（外線からはかかりません）

旅費担当 内線 5138